

産業振興課



建設工事 報告 (土木係)

より

継続施工中の七番組・新町の舗装新設工事は、福田組により施工され、十一月中に完了しました。延長二七〇米事業費三一四七千円です。尚今年度事業として残工一八七米施工の予定になっております。

役場小路の舗装も十一月中に完了になりました。

釣寄・釣寄新地内の継続道路改修事業は、本年度実施延長三八〇米道路抜巾制溝工事が主体で、施工業者吉田建設事業費四二五五千円、十月着工十一月末日竣功しました。

中学校道路及び同時着工の東長島地内ダオ小路、木滑地内寺脇の道路改修は、官川組にて施工され、十一月末日竣功になっております。

総務課

より

冬に起る悲惨な事故、火災から人命を守ろう

本格的な降雪期に入り、各家庭ではそれぞれ冬季間の災害予防計画を立てておられると思います。何といつても災害から人命を守らなければならないことですが、最

低次のことが必要と思えます。良く読んで災害の防止に御協力下さい。

(一)屋根の雪おろしは早めに行ない、その際に道路上にみだりにおろしたり、交通に支障のあるようなおろし方はしないで下さい。

(二)雪おろしをしたときは、必ず避難口を二ヶ所以上あけるようにしましょう。

(三)二階や二階建の家では避難のためのはしごやロープなどを用意しておいて下さい。

(四)子火、老人、病人はできるだけ一階の火気を使用する場所から遠い室に寝かせましょう。

(五)石油ストーブは簡単に使える暖房器具ですが、少しの不注意で取りかえしのつかない事故になります。使うときは取扱説明書を良く読み、守りましょう。

冬期の交通事故防止について

これからは、風雪、及び、凍結等により交通条件がきびしくなるうえに、お正月の繁忙期にもいろいろ交通事故の多発する要素が積み重なってやってきました。「ちよつとした」気のゆるみで悲惨な交通事故にむすびつき、一

役場に、公衆(赤)電話



去る12月23日より、役場に公衆(赤)電話が設置されました。この公衆(赤)電話は、外部からもかけられます。従来からの電話が混んでいるときには御利用下さい。電話番号は次のとおりです。月島局 (025375) 2938番

なお、役場へおいでの際に使用される時は住民課の窓口にお申し出下さい。

家の働き手を失ったら、すぐ、生活にこまります。

だから瞬時においても安全運転に心がけることが必要です。

月漏橋を通るときは、カーブで坂になっておるので積雪、凍結でスリップ事故がおきやすいし、又普通の道路では凍っていないのに橋の上だけ凍って凍ることがよくありまして、特に慎重に運転をお願いします。

一、タイヤチェーンの携行、着装又はスノータイヤとする。

二、スノータイヤは一寸タイヤが摩耗するとチェーンを着装するより効果が落ちるので注意が必要です。

三、ブレーキが必要なきは小さきみに踏み急ブレーキ、急ハンドルをさける。

四、安全な車間距離を保つ。

五、急カーブ下り勾配の道はギヤードウンして速度をセーブしながら運転する。

六、お正月の繁忙期で飲酒の機会が多くなるが絶対に飲酒運転しない。

七、六除雪、交通の障害となる長時間の駐車及び放置しない。

八、なお、昭和四十四年十二月十日より昭和四十五年二月二十八日まで冬期および年末年始の交通事故防止運動実施中です。

水道係より

一、水道工事施工には届出を

給水装置を新設、改造又は撤去する場合には、村に申込み承認を受けなければならぬことになっております。

皆様は、承認を受けておるでしょうが、承認を受けておるでもし無届けの違反工事をした場合には、やり直してもらうこととなります。

それで水道工事をする場合には、必ず村に申込み承認を受けて下さい。

簡単な水道工事だからと、自分で勝手に施工する人がありますが、今後絶対にしないで下さい。

又村以外の業者に工事を依頼する場合には、業者から村へ申込み



十一月一日〜三十日迄

生まれた人

- 氏名 保護者 部 落
鷲尾美恵子 健治 月漏
神保 浩樹 忠 約寄
佐藤 康子 六一郎 上曲通
永野 正剛 正敏 約寄
氏名 世帯主 部 落
渡辺 乙藏 正松 西置場
高野 周平 平之丞 釣寄新
富永たみ子 悟 下曲通

編集後記

明けましておめでとうございます。新年だけは肩のこらない記事とを考えていましたが、その結果は相変わらず固い記事ばかり。これが役場広報の宿命でしょうか。今後は皆様に嬉ばれる広報にするよう努力致します。

水道メーターの検針について
水道のメーター検針は、毎年積雪のため十二、一、二月の三ヶ月は休ませていただきます。その間の水道料金は、従前の実績により概算徴収致します。そして三月に検針を行ない、料金の精算を行ないますから御了承をお願い致します。

『役場だより』の発行について
役場より村民にお知らせすることとは、回覧、チラシ等で周知してまいりましたが、統一性がなく、不定期に発行してきたのを改めて昭和四十四年十二月一日からは、『役場だより』として記事を取纏め、一世帯一枚宛、週一回(金曜日)発行することに致しました。『役場だより』の発行により今後、回覧は廃止する予定です。